

第3回破産債権者集会のご報告

平成30年3月28日

債権者各位

破産者 株式会社 Brillia

破産者 株式会社銀座プロジェクト

破産者 株式会社ティアラクチュール六本木

破産者 株式会社関西プロジェクト

上記4社

破産管財人 弁護士 富 永 浩 明

Brillia グループ破産管財人室

電話 03-3541-0881

(平日 午前10時～12時 午後1時～午後5時)

FAX 03-3541-0881

株式会社 Brillia, 株式会社銀座プロジェクト, 株式会社ティアラクチュール六本木及び株式会社関西プロジェクトの破産管財人として, ホームページにて, ご連絡申し上げます。

1 第3回破産債権者集会のご報告

平成30年3月28日午後4時から, 東京地方裁判所において, 株式会社 Brillia, 株式会社銀座プロジェクト, 株式会社ティアラクチュール六本木及び株式会社関西プロジェクト(以下, 4社を合わせて「Brillia 他3社」といいます。)の第3回破産

債権者集会が開催されました。同破産債権者集会は、破産管財人より、第2回債権者集会（平成29年12月20日）以降の破産管財業務の状況等をご報告申し上げた後、質疑応答のうえ、午後4時30分ころ終了いたしました。来場された債権者の皆様には、年度末のご多忙の中ご参加くださいましたこと、御礼申し上げます。第3回破産債権者集会における配布資料は、「第3回債権者集会配布資料」（PDF）のとおりです。

2 第4回 破産債権者集会のご案内

第3回破産債権者集会において、(株)Brillia 他3社の破産手続は、管財業務が残っておりますため、続行することとされ、第4回破産債権者集会が以下のとおり開催されることとなりました。

《第4回破産債権者集会の日時場所》

平成30年9月19日（水曜日） 午前10時から

東京地方裁判所の債権者等集会場1（家簡地裁合同庁舎5階）

なお、出席は任意であり、欠席されても特に不利益はありません。債権者集会での配布資料等はこのホームページ上でも開示致します。

3 補足ご説明

(1)残っている管財業務

破産管財業務は、概ね終了していると考えており、第2回債権者集会でご報告した(株)Brillia のヒューリック(株)に対する違約金請求訴訟（東京地方裁判所 平成28年（ワ）第34465号）も終了しております。

しかし、破産手続中の(株)東京ブライダルコンサルタント及び(株)エルジェイシーから(株)Brillia に対して配当がなされる可能性があるため、Brillia 他3社について、破産手続の続行を頂き、引き続き管財業務を行うこととなりました。

(2) (破産債権者の方に対する配当—無い見込み)

i (株)Brillia につきまして)

(株)Brillia につきましては、破産債権に優先する財団債権（税金及び未払給料等）の額が大きいため、仮に(株)東京ブライダルコンサルタント及び(株)エルジェイシーから(株)Brillia に対して配当がなされたとしても、破産債権者の方に対する配当は無い見込みでございます。

ii (株)銀座プロジェクト、(株)ティアラクチュール六本木、(株)関西プロジェクトにつきまして)

(株)銀座プロジェクト、(株)ティアラクチュール六本木及び(株)関西プロジェクトにつきましても、財団債権（税金等）の額が、破産財団の資産を大きく超えておりますので、破産債権者の方に対する配当は無い見込みでございます。

以上、ご報告申し上げます。今後とも、引き続き、破産手続へのご理解とご協力のほど、何卒宜しく御願ひ申し上げます。